

<2026年度版>

4/1 現在

特例退職者 医療制度のご案内



キンビール健康保険組合（特例担当）まで

〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2

中野セントラルパークサウス

TEL：03-6837-7014（平日10:00~13:00）

FAX：03-5343-1094 メールアドレス：03061_Ni@kirin.co.jp

HP：<https://www.kirinkenpo.or.jp/tokureitaishoku/>

にも掲載しています

特例退職者医療制度のご案内

はじめに.....	1
退職後の医療保険	2
各医療保険制度（概要）の比較.....	3
退職後の医療保険の流れ（特例退職者医療制度へ加入できるタイミング）①.....	4
退職後の医療保険の流れ（特例退職者医療制度へ加入できるタイミング）②.....	5
加入手続き	6
資格確認書の交付にあたって.....	8
保険料	9
介護保険料	11
【新設】子ども・子育て支援金	11
高齢受給者について	12
後期高齢者医療制度について	12
資格の喪失について	13
保険給付	14
保健事業	20
医療制度についてのQ & A	23
ご注意いただきたいこと.....	25
資格調査（検認）について.....	25

はじめに

この「特例退職者医療制度」は、市区町村の国民健康保険で実施している退職者医療制度を基本として導入したものです。在職中の方々と退職された皆様及びご家族に係る医療保険事業をキリンビール健康保険組合(以下キリン健保)が一体的に運営することを目的としております。

ご加入いただける方は当キリン健保加入事業所を退職された方で、期間は厚生年金の受給資格ができてから(下表参照)、後期高齢者医療制度の対象となられる75歳到達(誕生日前日)までです。

この制度に加入すると、医療費等などの給付(法定給付)の他にキリンビール健保組合独自の付加給付や人間ドックの内容が在職中の方と同程度になりますので、給付面では国民健康保険より充実していますが、反面、ご負担いただく保険料は、必ずしも安くありません。

この制度に加入するか、居住地の国民健康保険に加入するか、本案内記載の内容を十分ご理解のうえ、両制度を比較してお決めください。

また、当健康保険組合は、ご退職後の皆様やご家族の健康をお守りするため、いろいろな取り組みをしております。

安心して明るく元気にお暮らしいただきますようご案内申し上げます。

厚生年金受給年齢一覧表 (報酬比例部分が受けられる年齢のお誕生日から受給資格ができます)

生年月日		受けられる年金					
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
① 男	昭和16.4.1以前	報酬比例部分					老齢厚生年金
	昭和21.4.1以前	定額部分					老齢基礎年金
② 男	昭和16.4.2～昭和18.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	昭和21.4.2～昭和23.4.1		定額部分				老齢基礎年金
③ 男	昭和18.4.2～昭和20.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	昭和23.4.2～昭和25.4.1		定額部分				老齢基礎年金
④ 男	昭和20.4.2～昭和22.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	昭和25.4.2～昭和27.4.1		定額部分				老齢基礎年金
⑤ 男	昭和22.4.2～昭和24.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	昭和27.4.2～昭和29.4.1		定額部分				老齢基礎年金
⑥ 男	昭和24.4.2～昭和28.4.1	報酬比例部分					老齢厚生年金
	昭和29.4.2～昭和33.4.1						老齢基礎年金
⑦ 男	昭和28.4.2～昭和30.4.1		報酬比例部分				老齢厚生年金
	昭和33.4.2～昭和35.4.1						老齢基礎年金
⑧ 男	昭和30.4.2～昭和32.4.1		報酬比例部分				老齢厚生年金
	昭和35.4.2～昭和37.4.1						老齢基礎年金
⑨ 男	昭和32.4.2～昭和34.4.1		報酬比例部分				老齢厚生年金
	昭和37.4.2～昭和39.4.1						老齢基礎年金
⑩ 男	昭和34.4.2～昭和36.4.1		報酬比例				老齢厚生年金
	昭和39.4.2～昭和41.4.1						老齢基礎年金
⑪ 男	昭和36.4.2以降						老齢厚生年金
	昭和41.4.2以降						老齢基礎年金

← 60歳台前半の老齢厚生年金 →

★ご自分の厚生年金の受給資格ができる日を確認してみましょう！

歳	年 月 日
---	-------

退職後の医療保険

会社を退職したら、どのような医療保険に加入ことになるか

会社を退職すると、自動的に健康保険の被保険者の資格を失うことになります。

わが国は「国民皆保険」体制をとっているため、退職後もいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。

会社を退職した後、他の会社などに再就職した場合には、新たにその会社の健康保険の被保険者になります。

しかし、再就職しない場合、家族の被扶養者にならない場合には、①任意継続保険②特例退職者医療制度 ③国民健康保険のうち、条件の合ういずれかの医療保険制度を本人が選択し加入することになります。

選択のポイント

加入する制度を選択する際は、次のようなことを比較・検討することが必要です。

(P3参照)

- ① 保険料の違い ② 保険給付（付加給付）の違い
- ③ 保健事業（人間ドック等）の違い ④ 本人・家族の健康状態

※国民健康保険の場合、保険料は収入や地域によって大きく異なります。

詳しくは、お住まいの市区町村の国民健康保険課にお問い合わせください。

各医療保険制度（概要）の比較

	キリン健康保険組合の一般被保険者	キリン健康保険組合が行う任意継続保険	キリン健康保険組合が行う特例退職者医療制度	国民健康保険
加入者資格	キリン健保に加入している各事業所に勤務している人	<ul style="list-style-type: none"> 退職前 2 ヶ月間以上継続して、キリン健保に加入していた人 最長 2 年間引き続き加入できます。 	老齢年金を受給する人で、キリン健保の加入期間が <ul style="list-style-type: none"> ① 20 年以上の人 または ② 40 歳以降 10 年以上の人 ③ 2014 年 4 月の合併により、メルシャン健保よりキリン健保の被保険者になられた方は、メルシャン健保の被保険者期間を通算します。 	国民健康保険の加入者
保険料個人負担	標準報酬月額×95/1000 { 被保険者負担 44/1000 (事業主負担 51/1000)	任意継続被保険者の標準報酬月額は、「本人の退職時標準報酬月額」と「当健保組合（全被保険者）の前年 9 月末時点の平均標準報酬月額」を比べていずれか低いほうに決定されます。 一般被保険者の標準報酬月額の平均(470,000 円) $\times \frac{95}{1000} = 44,650 \text{ 円}$	特例退職被保険者の標準報酬月額は、「当健保組合（全被保険者）の、前年 9 月末の平均標準報酬月額以下」で組合会で決定されます。 2026 年度は 280,000 円 です。 $280,000 \text{ 円} \times \frac{95}{1000} = 26,600 \text{ 円}$	お住まいの市区町村の国民健康保険課にお問い合わせください。
保険給付他	<ul style="list-style-type: none"> 窓口負担 本人 …………… 3 割 被扶養者……………3 割 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口負担 一般被保険者に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口負担 一般被保険者に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口負担 本人 …………… 3 割 被扶養者……………3 割
	70 歳以上の方は窓口負担原則 3 割、基準収入額未満の方は 2 割負担			
	<ul style="list-style-type: none"> 付加給付（代表例として一部負担還元金） 1 ヶ月同一の病院での 1 件当たりの自己負担額が 25,000 円を超えた額（100 円未満の端数は切り捨て）を支給します 保健事業 情報誌の配布、人間ドックの受診やスポーツ施設の利用等 	<ul style="list-style-type: none"> 付加給付 一般被保険者に同じ 保健事業 一般被保険者とほぼ同様 ※傷病手当金はありません 	<ul style="list-style-type: none"> 付加給付 一般被保険者に同じ 保健事業 一般被保険者とほぼ同様 ※傷病手当金はありません 	<ul style="list-style-type: none"> 付加給付 ありません 保健事業 各市町村によって内容が異なります。

退職後の医療保険の流れ（特例退職者医療制度へ加入できるタイミング）①

■ ■ キリンビール健康保険特例退職者医療制度の資格要件 ■ ■

- ◆ 厚生年金の受給資格(P1：厚生年金受給年齢一覧表参照)ができたとき
- ◆ キリンビール健康保険組合の加入期間が **20年以上または40歳以降10年以上**あること また、2014年4月の合併により、メルシャン健保からキリン健保の被保険者になられた方は、メルシャン健保の被保険者期間を通算します。

(再雇用後または再就職後に退職になった場合は、上記ふたつの◆と同様の要件を満たしていれば加入可能)

キリンビール健康保険 特例退職者医療制度の加入資格ができたときに、国民健康保険を選択したり、そのまま国民健康保険に継続加入した場合は、キリンビール健康保険組合 **特例退職者医療制度には加入できません**のでお気をつけください。

但し、再就職先の健康保険を脱退後の加入は可能です。(再就職先健康保険の任意継続加入後も加入可能) ご自身の退職時の年齢・特例の加入条件を考慮して下記パターン①～⑦より選択ください。

通称：キリンビール健康保険組合・・・キリン健保、特例退職者医療制度・・・特例、任意継続保険・・・任継、国民健康保険・・・国保
以下通称で表示

<p>退職時 60歳以上</p> <p>キリン健保 特例の加入要件 ★上記◆をすべて満たしている★</p> <p>ポイント! ご自身の退職時の ※標準報酬月額で、 パターン①または②の いずれかを選択 (保険料が違います) ※標準報酬月額 とは・・・ 保険料を計算するための 基準となる金額のこと。</p> <p>★標準報酬月額について 不明の場合は、各事業所総務担当へお尋ねください★</p>	退職				75歳 誕生日当日 から
	パターン①：退職時の標準報酬月額で判断し、特例加入				
	キリン健保 特例				
	パターン②：退職時の標準報酬月額を見て、任継加入後特例へ加入 (任意喪失または2年間の期間満了後加入可能)				
	キリン 健保 任継 最長 2年間	キリン健保 特例			
		キリン 健保 特例	再就職 の健保	再就職先退職後 再就職先健保 任継 (最長2年間)	キリン健保 特例
				国保	
	パターン③：退職後、すぐに再就職した場合				
	再就職 先の 健保	再就職先退職後 キリン健保 特例			
		キリン 健保 特例	再就職 先の健保	再就職先退職後 再就職先健保 任継 (最長2年間)	キリン健保 特例
国保					
パターン④：退職後、すぐに国保へ加入した場合(国保⇒特例は 不可)					
国保					
後期高齢者 医療制度					

※任意喪失について、P7 参照

退職後の医療保険の流れ（特例退職者医療制度へ加入できるタイミング）②

<p>退職時 60歳未満</p> <p>麒麟健保 特例の加入要件</p> <p>★年金受給 資格なし、但し、 加入期間のみ 満たしている</p>	<p>退職</p> <p>パターン⑤ 国保⇒誕生日当日から P1：厚生年金受給年齢一覧表参照</p>		<p>75歳 誕生日当日 から</p>		
	<p>国保 (厚生年金の受給資格が できるまで加入)</p>	<p>厚生年金の受給資格ができた時 (誕生日当日) 麒麟健保 特例</p>			
	<p>パターン⑥ 任継(任意喪失または2年間の期間満了) ⇒国保⇒誕生日当日から特例 または 任継(任意喪失または2年間の期間満了後)⇒国保</p>				
	<p>麒麟健保 任継 (最長 2年間)</p>	<p>国保 (厚生年金の 受給資格ができ るまで加入)</p>	<p>厚生年金の受給資格ができた時 (誕生日当日) 麒麟健保 特例</p>		
		<p>国保 (途中で厚生年金の受給資格ができた時点で、 そのまま加入を継続していたら その後は麒麟健保の特例への加入は不可)</p>			
	<p>パターン⑦ 再就職先健保⇒厚生年金の受給資格ができた時(受給中含)に 特例 または 再就職先健保の任継 (任意喪失または2年間の期間満了後) ⇒ 特例 または 国保</p>				
	<p>再就職先の健保</p>	<p>再就職先退職後 麒麟健保 特例 ※厚生年金受給資格:有</p>			
<p>再就職先退職後 再就職先健保 任継(最長:2年間) ※厚生年金 受給資格:有</p>		<p>麒麟健保 特例 ※厚生年金 受給資格 :有</p>	<p>国保 (途中で 麒麟健保 の特例加入 不可)</p>		
<p>再就職退職後、国保 (途中で麒麟健保の特例加入不可) ※厚生年金受給資格:有</p>					

加入手続き

申請書の提出

加入希望者は、次の書類を提出してください。

必要な書類	扶養家族を申請する場合	扶養家族を申請しない場合
資格取得申請書	○	○
住民票 ※1	○	○
扶養認定対象者状況届と届にしたがって該当する添付書類 ※2	○	
預金口座振替依頼書	○	○

※1 世帯全員、続柄記載（本籍記載不要）のもの

（交付日は、特例加入日から逆算して3ヶ月以内のもの）

※2 従来当健保組合で認定していた被扶養者の方についても、再度認定を必要とします。

提出いただく書類について対象となる被扶養者について記載があるもの。

特例退職者制度加入申請書の提出期限

■ 申請書の提出期限 ■ 資格取得日から 10 日以内

10 日を過ぎると、申請書の届いた日が資格取得日となります。

注意：但し 資格取得日から 3ヶ月を過ぎてしまうと加入できません。

* 資格取得日は以下参照・・・申請書類に不備がなく期限内に提出できた場合

■ 厚生年金受給年齢前に退職の場合 ■

- 厚生年金受給年齢前に退職し、キリン健保を一度離れた場合（国保など）
受給年齢の誕生日が資格取得日
- 退職後キリン健保の任意継続加入中に、受給年齢に到達し 任継満了後または任意喪失により特例退職加入する場合**任意継続満了の翌日**、または**受給年齢到達後の任継喪失日**が資格取得日

◆◆任継喪失日とは・・・

喪失理由	喪失日
本人申出をしたとき（任意喪失）	申出書を当健保が受理した日の属する月の翌月 1 日
保険料を納付しないとき（未納喪失）	納付期限日（当月 10 日）の翌日

■ 厚生年金受給年齢で退職の場合 ■（退職後、直ちに加入する場合）

- 退職日の翌日**が資格取得日
加入希望者は、申請に必要な書類を早めに準備し、各事業所へご提出ください。

■ 退職後に再就職した場合 ■（受給年齢到達後に再就職先を退職する場合）

- 再就職先の**退職日の翌日**(再就職先の健保の喪失日)が資格取得日

資格取得日の 1ヶ月前にキリン健保へお申し出ください。

(その際に必要な手続き等をご案内します)

資格確認書の交付にあたって

特例の資格取得後 …

2024年12月2日以降の保険証廃止に伴って、申請書類が正しく提出されましたら、マイナンバーカードを作成して健康保険証利用登録（以下マイナ保険証）されている方には、※**資格情報のお知らせ**を送付いたしますので、マイナ保険証で医療機関への受診が可能となります。マイナンバーカード未作成、マイナ保険証未登録の方には**資格確認書**を交付いたします。

資格確認書：A4サイズの紙で両面印字されております

- ◆ 特例の申請書の中に**【資格確認書の要否】**欄があります。
交付が必要な方はこちらでご申請ください。
- ◆ **資格確認書**が、交付されるまでの間に医療機関を受診される場合は、医療費を立替えていただき、後日、当健保に領収書と医療機関交付の「診療報酬明細書」を添付のうえ「療養費支給申請書」を提出してください。（申請用紙は当健保ホームページに掲載）
但し、お手元に資格確認書が届いた後に、同月内に医療機関へ資格確認書を提示すれば、精算可能です。
詳細は、直接医療機関へお問い合わせください。

注意！

特例加入前から医療機関等で治療を受けている方は、**月の途中でも必ず**医療機関の窓口に **【マイナ保険証】**または**【資格確認書】**を提示してください。

※資格情報のお知らせ

【マイナ保険証】を利用する際、医療機関の都合で受診ができない場合に、**【マイナ保険証】**と一緒に提示することで受診ができます。

マイナンバーカードと一緒に携帯してください。

また、同様に**マイナポータル「資格情報」**画面を提示することでも受診ができますのでこのお知らせを携帯する必要はありません。

保険料

2026年度（2026年4月～2027年3月）特例退職被保険者の保険料

1. 標準報酬月額と健康保険料

- (1) **標準報酬月額 280,000 円**（2025年度と同じ）

特例退職被保険者の標準報酬月額は、「当健保組合（全被保険者）の、前年9月末の平均標準報酬月額以下」が基準になり、組合会で決定されます。

- (2) **健康保険料 26,600 円 / 月**
 <標準報酬月額（280,000 円）× 2026 年度保険料率（1000 分の 95）・・・**9.5%**>
 （2025 年度と同じ）

なお、健康保険料率のうち（1000 分の 38.136）は特定保険料率となります。
 特定保険料率とは高齢者医療への納付金等に充てられる料率です。

2. 介護保険料

- (1) **65 歳未満の方 介護保険料 5,180 円 / 月**

65 歳未満の方については介護保険の第 2 号被保険者に該当するため、介護保険法により、健康保険料に介護保険料を上乗せして徴収いたします。

<標準報酬月額（280,000 円）× 2026 年度保険料率（1000 分の 18.5）・・・**1.85%**>
 （2025 年度と同じ）

* 介護保険料は、毎年の介護費用等に応じて決定します。

- (2) 65 歳以上の方については介護保険の第 1 号被保険者に該当するため、介護保険料は市区町村が徴収します。年度途中で 65 歳になる方については、65 歳到達月（誕生日の前日で 65 歳に到達）の前月までは当健保組合が徴収し、65 歳到達月からは市区町村が徴収することになります。

- (3) 被扶養者の介護保険料については上乗せして徴収していませんが、被保険者同様介護保険の第 2 号被保険者の扱い（健康保険と同様）になっています。
 被扶養者も 65 歳到達月からは市区町村が徴収することになります。

3. 【新設】子ども・子育て支援金

子ども・子育て支援金 644 円 / 月

<標準報酬月額（280,000 円）× 2026 年度料率（1000 分の 2.3）・・・**0.23%**>

保険料の納付方法

特例退職者の保険料の納付は、銀行預金口座自動振替制度を利用し、以下の納付方法で引落としとなります。

保険料の納付方法・・・**A:毎月納付**・**B:半年一括納付**・**C:年間一括納付**
のいずれかを選択していただきます。

★ただし、新規加入される場合、銀行への引落としの設定に時間がかかるため、**初回の保険料**は取得後直ちに当健保組合の指定口座に**お振り込みいただきます**。
お振込み金額については担当よりご連絡いたします。

A：毎月納付

毎月 27 日（銀行が休日の場合は、翌営業日）に翌月分保険料を引落します。

★取得後の最初の保険料（資格取得月以降 2 ヶ月分）は**お振り込みいただき**、その後は引落としされることになります。

（例）4 月 1 日加入の毎月の納付例

- ① 4、5 月分保険料を振り込み
- ② 6 月分からは、所定の引落日（5 / 27）にお届け出口座から引落されます。以降同様、前月 27 日が引落日です。

B：半年一括納付・C：年間一括納付

保険料をまとめて納付する場合は**前納割引制度**があります（年 4.0%複利）。
前納の単位は、年度別に（B）半年納付〔4 月～9 月分、10 月～翌年 3 月分〕、または（C）1 年一括納付〔4 月～翌年 3 月分〕となります。

★取得後の最初の保険料は**お振り込みいただき**、その後は引落としされることになります。
（引落し日は下表を参照）

（単位円）

引落日	前納月数	健康保険料	介護保険料 (64 歳まで)	【新設】 子ども・子育て 支援金	合計
3 / 12	C:年間一括納付 4 月～翌年 3 月分	312,510	60,857	7,566	380,933
3 / 12	B:半年一括納付 4 月 ～ 9 月分	157,787	30,726	3,820	192,333
9 / 12		10 月～翌年 3 月分	157,787	30,726	3,820
<参考>					
A:毎月納付	1 ヶ月分	26,600	5,180	644	32,424
	半年分	159,600	31,080	3,864	194,544
	1 年分	319,200	62,160	7,728	389,088

注) 各回振替時に振替手数料として〔100 円 + 消費税〕が加算されます。

介護保険料 *64歳までの方は健康保険料に介護保険料を上乗せして徴収されます。

40歳以上の方(本人・家族)が介護保険の被保険者になります。

40歳以上の方は、その住所地の市区町村が運営する介護保険の被保険者となります。

介護保険の被保険者は年齢によって①・②の2種類に分けられます。

- ① 第1号被保険者（65歳以上の方）
- ② 第2号被保険者（40歳～64歳の方）

保険料の納め方

- ① 65歳以上の方・・・健康保険料は、一般保険料のみ徴収されます。
※介護保険料は市区町村が徴収します。
- ② 40歳～64歳までの方・・・一般保険料に介護保険料を上乗せして徴収されます。

介護保険の適用除外

介護保険は、40歳以上の方を対象にしていますが、次の方々には適用されません。

（健保組合へその旨の届出が必要になります。）

- ・在留資格または在留見込期間1年未満の短期滞在の外国人
- ・身体障害者療護施設など、適用除外施設の入所者

【新設】子ども・子育て支援金（2026年4月分保険料から）

健康保険料・介護保険料とともに「子ども・子育て支援金」の徴収が始まりました。健康保険料・介護保険料と同様に徴収されます。徴収された支援金は少子化対策のための特定財源として、子ども・子育て世帯向けの給付に充てられます。

支援料率は、2026年度から0.23%ではじまり、2028年度には0.4%程度まで段階的に引き上げられる見込みです。2026年度の支援金率は0.23%となります。

高齢受給者について

(70歳到達月の翌月1日～75歳誕生日の前日まで)

満70歳到達月の翌月1日から「高齢受給者」に該当します。

当健保組合の高齢受給者の医療費窓口負担額は3割です。ただし、収入額によって2割となります。

★70歳の誕生月に、マイナンバーを利用した情報連携によりキリン健保で収入確認をし、翌月1日に間に合うようにご案内いたします。マイナ保険証をお使いの方は負担割合も連携されますのでそのままご使用ください。マイナンバーカード未作成・マイナ保険証未登録の方には負担割合が記載された「資格確認書」をお送りします。

後期高齢者医療制度について

(75歳誕生日以降～)

75歳以上の高齢者は全員、および65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された方が加入します。

健康保険の被保険者も被扶養者も75歳になると自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となります。お住まいの市区町村からのご連絡をお待ちください。

被保険者になるのは75歳になったとき(75歳の誕生日)から、また65歳以上75歳未満の人が一定の障害があると認定されたときは認定された日からです。

なお、65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された方は、後期高齢者医療制度の被保険者となりますが、申請により、現在加入している医療保険を継続することもできます。

- * 保険料は各都道府県の広域連合が決定します。
- * 被扶養者だった方については、保険料の軽減措置があります。

詳しくは、お住まいの市区町村への窓口へお尋ねください。

◆後期高齢者制度が適用された場合は、当健保組合発行の「資格確認書」(有効期限内)をお持ちのかたはご返却ください。

注:本人が資格喪失すると、被扶養者も資格がなくなります。

資格の喪失について

特例退職被保険者の資格は次のいずれかの事項に該当したときにその資格を失います。

喪失理由	喪失日等
① 再就職をして就職先の健康保険に加入したとき	就職日（社会保険適用日）
②後期高齢者医療制度の該当になったとき （イ）満75歳になったとき （ロ）65歳以上75歳未満で一定の障害認定を 市区町村から受けたとき	その該当日
③被保険者ご本人が死亡したとき	亡くなった日の翌日
④生活保護の受給者または海外居住者となったとき	その該当日
⑤納付期限日までに保険料を納付しないとき 《未納喪失》	納付期限日の翌日が資格喪失日 イ)国民健康保険への加入替えをしたい方 ロ)家族の健保被扶養者になりたい方 自動での切替はできません。必ずご連絡ください。
⑥脱退を希望する旨を当健保に申し出たとき (令和4年1月1日法改正)	申出書を当健保が受理した日の属する月の翌月1日 ※申出後の取り消しはできませんのでご注意ください。

※①の理由で資格を喪失した場合に限り退職後再度加入することができます。

（75歳まで何度でも再加入可能）

本人が資格喪失すると、被扶養者も資格がなくなります。

注意：喪失日以降は、当健保の保険は使えません。

保険給付

在職時と同等の給付を受けることができます。ただし、傷病手当金・出産手当金の給付はありません。

項目	内容・条件	法定給付 〔法律で決められたもの〕	付加給付 〔麒麟ビール健康保険 組合独自のもの〕	手続き
療養の給付	<ul style="list-style-type: none"> マイナ保険証または資格確認書を医療機関に提示 70歳以上の方で高齢受給者証をお持ちの方は、併せて提示 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の7割（自己負担分を除いた額）を健保が負担（現物給付） 医療費の3割を自己負担金として窓口で支払う 70歳以上の方は3割（基準額収入未満の方は2割）を自己負担金として窓口で支払う 入院時食事代は現物給付される。（別途自己負担あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ＜一部負担還元金 および家族療養付加金＞ 1ヵ月毎、1人毎、各医療機関毎（外来・入院別、医科・歯科別）に、本人および被扶養者の医療費として自己負担した額（レセプト1件ごと。高額療養費は除く）から、それぞれ25,000円を控除した額を支給（100円未満は切り捨て） 	手続き不要
保険外併用療養費	<ul style="list-style-type: none"> 先進医療や差額ベッド（条件の良い病室）の提供等を受けたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 先進医療や室料差額等は全額自己負担 一般医療と共通する基礎部分（健康保険の枠内）は自己負担分を除き支給 	<ul style="list-style-type: none"> ※保険診療及び訪問看護にかかった医療費に限られ、先進医療の自費負担部分は払い戻しの対象外 	手続き不要
療養費	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ない事情で非保険医にかかったとき マイナ保険証または資格証明書を提示できずに全額自費でかかったとき 治療用装具（コルセット等）を作ったとき 	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険組合が認めた場合は基準に従い定められた額を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ※保険診療及び訪問看護にかかった医療費に限られ、先進医療の自費負担部分は払い戻しの対象外 	「療養費支給申請書」に、領収書等証憑書類を添付して健保組合に提出
訪問看護療養費	<ul style="list-style-type: none"> 居宅で、訪問看護ステーションの訪問看護を受けたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 定められた費用の3割は自己負担 70歳以上の方は3割（基準額収入未満の方は2割）を自己負担 	<ul style="list-style-type: none"> ※保険診療及び訪問看護にかかった医療費に限られ、先進医療の自費負担部分は払い戻しの対象外 	手続き不要

高額療養費	・自己負担額が高額になったとき	・自己負担額の上限は 80,100円+α （かかった総医療費に応じた加算額）（R7.4月現在）		
合算高額療養費	・同一世帯で2人以上が自己負担額各21,000円以上になった場合で、合計が右条件を満たしたとき	窓口で支払った自己負担から上記金額を差引いた分が払い戻される ・同一世帯で、直近12ヶ月の間に3月以上高額療養費に該当した場合は、4月目からは自己負担限度額が軽減（多数該当）	<合算高額療養付加金> 合算高額療養費が支給される時、自己負担した額から合算高額療養費と1件につき25,000円を控除した額を支給（100円未満切り捨て）	手続き不要 ※「限度額適用認定証」を申請する場合は、申請書を健保組合に提出 （マイナ保険証の方は申請不要）
移送費	・移動困難な場合で医師の指示により、一時的・緊急的に移送されたとき	・健保組合が必要と認めた場合 ・定められた額	・なし	「移送費請求書」に医師の証明を受けて、領収書と明細を添付して健保組合に提出
出産育児一時金	・子どもが生まれたとき	・一児につき 500,000円 （「産科医療補償制度」未加入機関では488,000円）を支給	・一児につき 30,000円 ・被扶養者が出産したときは 15,000円 を支給	「出産育児一時金請求書」に医師または助産婦の証明を受けて健保組合に提出
埋葬料（費）	・死亡したとき	・本人の死亡の場合は 50,000円 を支給 ・被扶養者が死亡した場合も 50,000円 を支給	・本人の死亡の場合は 50,000円 を支給 ・被扶養者が死亡した場合は 25,000円 を支給	「埋葬料請求書」に「死亡診断書」等、死亡を証明する書類を添付して健保組合に提出

- ※ 公費の「医療費助成受給者証」をお持ちの方は、付加給付については、原則支給対象外となります。（心身障害、自立支援、精神通院、更生医療、福祉医療、指定難病等）
- ※ 「限度額適用認定申請書」は、入院に加え外来療養（医療機関または調剤薬局）でもお使いいただけます。柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術は対象外です。
- ※ 法定給付は健康保険法が**改正**されたとき、付加給付は健保組合の財政状況等により組合会の議決を経て変更されることがあります。

医療費が高額になったとき

● 高額療養費

健康保険で診療を受けたとき、1ヶ月（1～末日）の医療費の自己負担限度額を超えた額は高額療養費として、診療月の約3ヶ月後に**当健保組合より自動給付**されます。

また、高額療養費支給の特例として、*多数該当、世帯合算（合算高額療養費）、特定疾病（血友病や人工透析等）などがあります。

▼ 70歳未満の場合の自己負担限度額

自己負担額の上限は、標準報酬月額に応じ下記の5区分に分かれます。

特例退職者の場合は適用区分「ウ」に該当し、自己負担限度額は約81,000円です。

区分	被保険者の標準報酬月額	月単位の自己負担限度額	*多数該当の場合
ア	83万円以上	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ	53万円～79万円	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ	28万円～50万円	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ	26万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得者（住民税非課税）	35,400円	24,600円

注：低所得者の範囲 生活保護の被保護者または要保護者（保護を要する人で、もし高額療養費の支給がなければ生活保護の被保護者になってしまう人）、もしくは市（区）町村民税の非課税者を低所得者の範囲としています。

*多数該当：直近12ヵ月間に同一世帯で3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から軽減されます。

▼ 70歳以上の場合の自己負担限度額

自己負担が「3割」負担の方は「現役並み区分Ⅰ」に該当します。

自己負担が「2割」負担の方は「一般」区分に該当します。

区分	被保険者の標準報酬月額	月単位の自己負担限度額（世帯ごと）/月額		*多数該当の場合
		外来（個人ごと）/月額		
現役並み	Ⅲ 83万円以上	252,600円 + (医療費総額 - 842,000円) × 1%		140,100円
	Ⅱ 53万円～79万円	167,400円 + (医療費総額 - 558,000円) × 1%		93,000円
	Ⅰ 28万円～50万円	80,100円 + (医療費総額 - 267,000円) × 1%		44,400円
一般	26万円以下	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円
住民税非課税		8,000円	24,600円	24,600円
住民税非課税（所得が一定以下）			15,000円	15,000円

● 限度額適用認定証について

[マイナ保険証で受診した場合や、窓口で3割負担の支払が可能な場合は申請不要です。](#)

資格確認書（自己負担3割）の方で、医療費が高額になると見込まれ、医療機関窓口での支払額を自己負担限度額までに抑えたい場合は、**事前に「限度額適用認定証」**の申請をお願いします。

資格確認書（自己負担2割）の方は、資格確認書が限度額適用認定証を兼ねるため、申請は不要です。

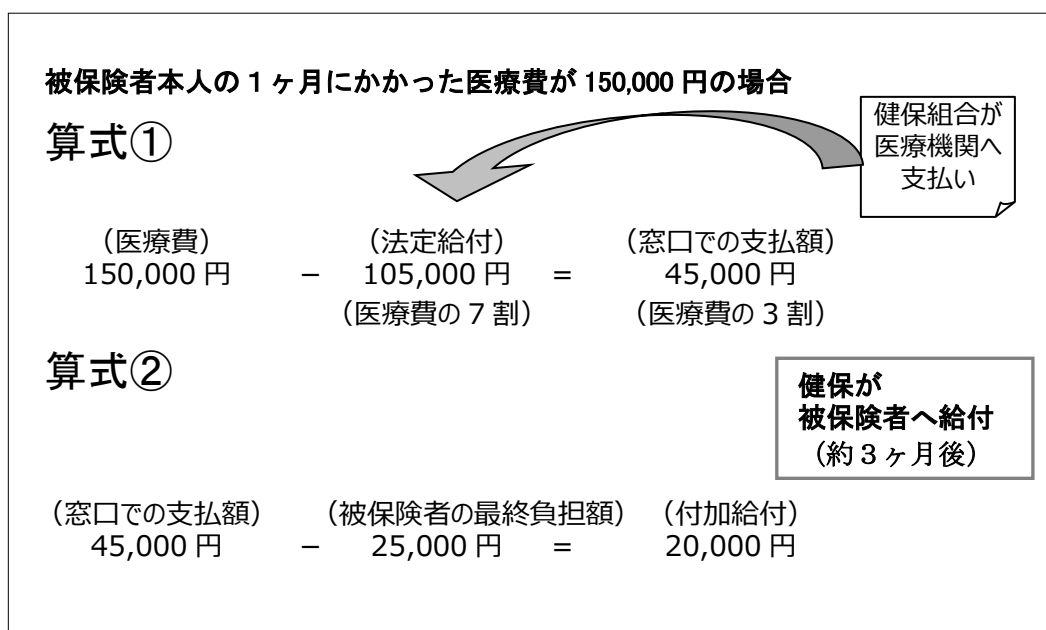
● 高齢受給者証について

高齢受給者証が交付された方は、受診の際、医療機関窓口へ提示してください。

法定給付と付加給付

- **例 1** キリンビール健保組合の特例退職被保険者が、ある医療機関にかかり、1ヶ月間の総医療費（通院）が150,000円だったとします。
（被保険者が高齢受給者の場合は医療費窓口負担は原則3割）

- ① まず、法定給付として医療費の7割は健保組合が負担し、現物の医療という形で被保険者に支給しますので、被保険者が医療機関の窓口で支払う金額は45,000円となります（算式①）。この健保組合が負担する105,000円を療養の給付（被扶養者の場合は家族療養費）といいます。
- ② さらに、1ヶ月分の自己負担額（窓口で支払った金額）から25,000円差し引いた金額の20,000円が、付加給付として後日、被保険者が健保組合に届け出ている銀行口座に振り込まれます。被保険者が最終的に負担する金額は25,000円となります（算式②）。これを一部負担還元金（被扶養者の場合は家族療養付加金）といいます。



●例2 キリンビール健保組合の特例退職被保険者がある医療機関にかかり、1ヶ月の総医療費（入院）が1,000,000円だったとします。

- ① まず、療養の給付として700,000円（7割）が健保組合から医療機関へ支払われます。被保険者が医療機関の窓口で支払う金額は300,000円（3割）となります。
- ② 自己負担額が高額療養費制度における自己負担限度額を超えていますので高額療養費（法定給付分）の給付要件を満たしています。後日払い戻される額は、下記式で算出され、

病院窓口自己負担額	-	★自己負担限度額
300,000	-	87,430円

（★自己負担限度額 = 80,100 + (1,000,000 - 267,000) × 1% = 87,430円）

212,570円が高額療養費として、診療の約3ヶ月後に自動的に給付されます。

ただし、「健康保険**限度額適用認定証**」を医療機関窓口にて提示した場合は、高額療養費分は現物給付となるため、窓口での支払いは自己負担限度額の87,430円となります。

- ③ さらに当組合では**付加給付金**が追加で支給されます。25,000円を超える部分が**一部負担還元金**（被扶養者の場合は**家族療養付加金**）として支給されます（この例では62,400円が支給されます）ので、最終的に被保険者が負担する金額は25,030円となります。

被保険者本人の1ヶ月にかかった医療費が1,000,000円の場合

算式①

(医療費)	-	(法定給付)	(窓口での支払額)
1,000,000円		700,000円 =	300,000円
		(医療費の7割)	(医療費の3割)

健保が医療機関へ支払い

算式②

(窓口での支払額)	-	(自己負担限度額)	(高額療養費)
300,000円		87,430円 =	212,570円

健保が被保険者へ給付
(約3ヶ月後)

算式③

(自己負担限度額)	-	(被保険者の最終負担額)	(付加給付)
87,430円		25,000円 =	62,400円
		(25,000円を超える部分)	

100円未満切捨て

交通事故にあったとき

自動車事故の被害者になったとき、その治療に必要な医療費は、本来加害者に全額支払ってもらわなければならない。しかし、実際問題として、加害者から治療にかかった費用をすみやかに支払ってもらえない場合もあります。そこで、一時的に健保組合が必要な治療費を立て替えてもよいことになっています。つまり、被害者は、とりあえず、健康保険で治療を受けることができるということです。

健保組合に届出を

交通事故など、第三者の行為（加害者）によって生じた病気やけがの治療を健康保険で受けた場合は、必ず「第三者行為による傷病届」を健保組合に提出してください。つまり、健保組合は一時的に治療費を立て替えるだけで、あとで加害者が損害保険会社に、かかった費用を請求することになります。

その場合、被害者と加害者が示談を結んでしまうと、健保組合では治療費などを請求することができなくなることがあります。示談の前には必ず健保組合に相談してください。

自動車事故にあったら

医師の診断を！

軽い症状でも、むちうち・腰痛があとから出てくる場合があります。
必ず医師の診断を受け「診断書」を作成してもらっておきましょう。

加害者の確認！

相手の氏名・住所・電話番号、車のナンバーなどを確認しておきましょう。

警察に連絡を！

どんな小さな事故でも、必ず警察に連絡し、「事故証明書」（自動車安全運転センターが発行）をもらっておいてください。

健保組合に連絡を！

自動車事故（人身）にあったら、健保組合に必ず届け出てください。

示談は慎重に！

勝手に示談にすると保険の給付が受けられなくなることがあります。
また、自動車事故には後遺障害のおそれがありますから、示談は慎重にしましょう。

保健事業

- 40歳以上の方は、ご本人・ご家族とも健康診断の受診が必須となっています。
病気の予防・早期発見・早期治療のためにも、年に1回、健康診断をご受診ください。

問合せ窓口：(株)イーウェル 健康サポートセンター

ナビダイヤル：0570-057091

※上記番号をご利用いただけない場合は[TEL050-3850-5750]をご利用ください

受付時間：9:30～17:30 休業日：日曜・祝日・12/29～1/4

詳細については、キリンビール健康保険組合ホームページ内の「人間ドック・健康診断」のご案内をご覧ください。

<https://www.kirinkenpo.or.jp/hoken/dock/>

毎年3月下旬にご案内冊子をお送りいたします。

(スマホ用 QR コード)



一般健診（基本検査は無料）

1. 対象者…………… 被保険者および35歳以上の被扶養者
2. 検査項目…………… 問診、計測、血圧測定、検尿、血液一般、血液生化学、心電図、胸部X線撮影、便潜血検査
3. 費用負担…………… 無料（全額キリンビール健康保険組合が負担します）
※オプション検査のうち、胃部X線検査・胃内視鏡・前立腺がん検査・骨密度検査・腹部エコーは30%自己負担（10円未満四捨五入）、脳検査・頸動脈エコーは全額自己負担です。女性がん検診（マンモグラフィまたは乳房エコー、子宮頸部細胞診）は無料です。

日帰り人間ドック

1. 対象者…………… 被保険者および35歳以上の被扶養者
2. 費用負担…………… 30%自己負担（10円未満四捨五入）
※健診料金は健診機関によって異なります。扶養ご家族の節目健診（40歳、50歳、60歳）は無料で受診できます。（2027年3月31日までに上記年齢に到達する方）
※オプション検査のうち、胃内視鏡への切り替え・前立腺がん検査・骨密度検査・腹部エコーは30%自己負担（10円未満四捨五入）、脳検査・頸動脈エコーは全額自己負担です。女性がん検診（マンモグラフィまたは乳房エコー、子宮頸部細胞診）は無料です。

単独がん（女性がん）検診

- 乳がんと子宮頸がん検診を実施しています。
 1. 対象者…………… 18～34歳の被扶養者（検査により以下の推奨年齢があります）
※マンモグラフィ（推奨年齢：40歳以上）、子宮頸部細胞診（推奨年齢：20歳以上）
※35歳以上の方は、一般健診または人間ドックのオプションとしてご受診ください。
 2. 検査項目…………… 乳房検査（マンモグラフィまたは乳房エコー）、子宮頸部細胞診
※子宮頸部細胞診検査の「自己採取」は検査結果の精度が低いことから、「医師採取」をお勧めしています。
 3. 費用負担…………… 無料（全額キリンビール健康保険組合が負担します）
※乳房検査（マンモグラフィと乳房エコー）を両方受診される場合、マンモグラフィは全額自己負担になります。


歯科健診

● 歯科健診センターと提携している歯科医院であれば、ご家族の皆さまも無料で歯科健診を受診いただけます。（年 1 回）

セルフケアも大事ですが、歯科医院にて定期的に歯科健診を受診することで、お口の中の状態を把握できます。歯と口の健康管理、日ごろの歯磨き等の生活習慣を見直すきっかけに歯科健診をお役立てください。

1. 対象者…………… 被保険者と被扶養者
2. 受診期間…………… 4月～3月までの期間中に1回
3. 受診場所…………… 「歯科健診センター」が契約している歯科医院
4. 健診内容…………… 所要時間 15分
 - ①虫歯・歯周病・歯垢、歯石のチェック
 - ②歯並びと噛み合わせのチェック③その他お口に関わるご相談
5. 費用 …… 上記健診内容について無料（二次健診・診察治療には費用が発生します。）
6. 申込方法

下記の WEB&携帯サイトまたはスマホ用 QR コードより、直接「歯科健診センター」へお申込みください。

デバイス	申込手順
WEB&携帯サイト https://ee-kenshin.com/	1. WEB&携帯サイトにアクセス 2. 「歯科医院検索」を選択 3. 「一般歯科健診」を選択 4. ご希望の歯科医院を検索し、申込手続きをしてください。
スマホ用 QR コード 	1. スマホ用 QR コードをスキャン 2. 「歯科健診ご希望の方」を選択 3. 「健康保険組合加入の方」を選択 4. 「一般歯科健診」を選択 5. ご希望の歯科医院を検索し、申込手続きをしてください。

※詳しくは、「歯科健診センター」ホームページ TOP 画面の「受診までの流れ」をご参照ください。

7. 問合せ先

歯科医院を知りたい場合やお申込方法は歯科健診センターへお問合せください。

歯科健診センターホームページ TOP 画面の「お問い合わせフォーム」

電話 03-5210-5603（受付 9:00～18:00）

契約スポーツ施設

●利用できる人の範囲

被保険者および被扶養者の方が利用できます。

●利用申込

施設により異なりますので、詳細については、麒麟ビール健康保険組合ホームページ内の「スポーツ施設のご案内」をご覧ください。

<https://www.kirinkenpo.or.jp/hoken/hokenetc/sports/>

施設名	利用料金
コナミスポーツ ※	個人負担額 1 回ご利用金額（税込）880 円～1,100 円 （利用料 1,540 円～2,530 円のうち 1,100 円を超える額を健保が補助）
ルネサンス ※	個人負担額 1 回ご利用金額（税込）1,100 円 （利用料 1,980 円のうち 880 円を健保が補助）
スポーツクラブ メガロス ※	個人負担額 1 回ご利用金額（税込）1,100 円 （利用料 1,650 円のうち 550 円を健保が補助）
※月間利用回数上限 お一人 1ヶ月 6 回まで 1 ヶ月のご利用が 7 回以上の方は、月会員でのご利用を推奨します。	
ホットヨガスタジオ LAVA（ラバ）	<p>月会費制のみ。法人会員限定の 3 つのプランがあります。 法人会員として登録することで、月額 1,000 円～3,000 円お得にご利用できます。</p> <p><input type="checkbox"/> マンスリーメンバー・フリーフルタイム 全店舗全店舗利用可能・通い放題・1 日 2 本レッスン受講可能 13,800 円</p> <p><input type="checkbox"/> マンスリーメンバー・ライトフルタイム 2 店舗利用可能・通い放題・1 日 1 本レッスン受講可 6,800 円～12,800 円（利用店舗により異なります）</p> <p><input type="checkbox"/> マンスリーメンバー・4 フルタイム 登録店舗限定・月 4 回までご利用可・1 日 1 本レッスン受講可能 5,800 円～9,800 円（利用店舗により異なります）</p> <p>※ご入会時のみ施設使用料 2,500 円が必要です。 ※フリーフルタイム、ライトフルタイム、4 フルタイム以外は一般価格のみとなります。</p>



医療制度についてのQ & A

Q 1 国民健康保険とキリン健保の特例退職者医療制度とでは、どちらが有利ですか？

- A どちらが有利ということは一概には言えません。
- (イ) 国民健康保険には付加給付がありません。
キリン健保の特例退職者医療制度の場合、医療機関の窓口で支払った額が 1 件 25,000 円を超えた場合、超えた額が付加給付として戻ってきます。
 - (ハ) 保健事業（検診・人間ドックや施設利用など）の内容が異なります。
 - (ニ) 保険料は、国民健康保険の場合は、居住地域の算出方法や各人の所得等によって大きく異なります。額をお知りになりたい方は、市区町村担当課にお問い合わせください。キリン健保の特例退職者医療制度の保険料については 9 ページをご参照ください。

●国民健康保険の保険料

国民健康保険の保険料は、次のようなしくみになっています。キリン健保の任意継続保険・特例退職者医療制度とでは大きな違いがあります。

- ① 保険料は世帯単位で、所得等をベースに計算されます。（夫婦で加入の場合は、夫婦の所得がベースになります）また、国民健康保険には、被扶養者という考え方ありません。
- ② 保険料は、地域、収入、家族の状況等で異なります。
- ③ 国民健康保険の保険料は、一般に前年の所得がベースとなるため、退職月にもよりますが、通常、退職した年の翌年は高くなります。
- ④ 65 歳になると、所得控除等の関係で所得が低くなり、保険料が下がる場合もあります。

Q 2 必ずキリン健保の特例退職者医療制度に加入しなければならないのですか？

- A 必ず特例退職者医療制度に加入する必要はありませんが、わが国は「国民皆保険」体制をとっていますので、退職後もいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。どの制度に加入するかは、各制度を比較検討してご自分で選択することができます。

Q 3 加入者資格を満たしており 57 歳で退職する予定なのですが、特例退職者医療制度に加入することができますか。

- A この制度に加入するには、厚生年金の受給資格を得ることが必要です。したがって、それまではキリン健保の任意継続（最長 2 年間その後国民健康保険）、もしくは退職後すぐに国民健康保険にご加入ください。キリン健保の特例退職者医療制度をご希望の場合は、厚生年金の受給資格が得られる 1 ヶ月前に、ご自分からお申し出ください。

Q 4 加入者資格を満たしておりますが、退職後任意継続被保険者制度に加入してから特例退職者医療制度に加入しないといけないのですか。

- A 選択方法は、保険料の安い方で決めていただければと思います。
考え方は、本人（被保険者）の退職時の※標準報酬月額で任継か特例か判断できます。
標準報酬月額について不明な場合は、事業所総務担当へお尋ねください。
※標準報酬月額とは、保険料を算出する際の月額となります。

Q 5 75 歳以上になると、加入資格はどうなるのですか？

- A 本人（被保険者）が 75 歳（65 歳以上で一定の障害認定をうけた時）になると、後期高齢者医療制度の適用を受けることになるため、特例退職被保険者の資格はなくなり、後期高齢者医療制度の被保険者となります。被扶養者の方も脱退となります。

Q 6 退職後、自営で働き続ける予定ですが、その場合でも加入することができますか。

- A 他の健康保険に加入になった場合や会社を営営する場合を除き、資格要件を満たしていれば加入することができます。

Q 7 現在、A社に勤務しておりA社の健康保険の被保険者となっていますが、キリン健保の特例退職者医療制度に加入することはできるのですか？

- A 加入の要件を満たしていても、他の健康保険の被保険者になっている間は加入できません。またA社を退職後、キリン健保の特例退職者医療制度に加入できる要件を満たしている場合は、加入することができます。
A社の健康保険の任意継続制度とご比較のうえご判断ください。

Q 8 私の住む町では、福祉事業の一環として65歳時から医療費が高齢受給者なみの扱いになっていますが、それでもキリン健保の特例退職者医療制度に加入することができますか？

- A 加入することはできますが、加入してしまうと都道府県の特別医療費助成制度等を受けられなくなる地域がありますので、よくお調べになったうえでお決めください。

Q 9 妻にも年金、パート等による収入があります。被扶養者として加入できますか？

- A 被扶養者の認定条件は、在職時と同じです。したがって、認定にあたっては、収入額が被扶養者として認定できる限度内であることが必要です。

Q 10 現在任意継続被保険者となっていますが、キリン健保の特例退職者医療制度には、加入できますか？

- A 任意継続被保険者の方でも、特例退職者医療制度の加入要件を満たしていれば加入できます（詳しくは、4・5ページ参照）。

Q 11 保険料は加入したときからずっと変わらないのでしょうか？

- A 特例退職被保険者の保険料は、キリン健保（全被保険者）の前年9月末時点の平均標準報酬月額以下であることが基準になり、組合会で決定されます。今後、標準報酬月額や保険料率が改定される場合もありますので、保険料は将来変わることがあるとお考えください。

Q 12 医療費が払い戻される場合、受け取る方法はどのようになっているのでしょうか？

- A 加入時にご登録の銀行口座にお振込みいたします。

Q 13 途中で自由に脱退することができますか？

- A できます。

本人が

- ① 再就職をしたとき（再就職先の健保の被保険者となったとき）
- ② 後期高齢者制度に該当したとき
(イ)満75歳になったとき
(ロ)65歳以上75歳未満で一定の障害認定を市区町村から受けたとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 生活保護の受給者または海外居住者となったとき
- ⑤ 納付期限までに保険料を納付しないとき
- ⑥ 脱退を希望する旨を当健保に申し出たとき

ご注意いただきたいこと

次の場合には健保組合に必ずご連絡ください。

- ・住所、銀行口座に変更があったとき。
- ・ご家族の状況の変更などで、扶養家族の異動（増・減）があったとき。
- ・再就職をして一度特例退職被保険者の資格を喪失した方で、再就職先を退職後に再度、特例退職被保険者をご希望のとき。

こんなときには、こんな届け出を

提出書類は・・・

資格確認書をなくしたとき	「資格確認書（再）交付申請書」
結婚や子供の誕生などで被扶養者が 増えたとき	「被扶養者異動届（増）」 ※「資格確認書」交付欄希望欄あり
家族が就職や結婚をしたり、収入増により被扶養 者でなくなったとき	「被扶養者異動届（減）」 有効期限前の「資格確認書」を保有している場合、添えて 提出
氏名に変更があったとき (結婚等)	「氏名変更届」 有効期限前の「資格確認書」を添えて提出。プラス「資格確認 書」を交付希望の場合、「資格確認書（再）交付申請 書」も添えていっしょに提出
被保険者の資格を失ったとき (就職や死亡・海外居住)	「資格喪失申出書」 有効期限前の「資格確認書」を保有している場合、添えて 提出

※各種申請用紙送付の申込・連絡・問合せ等は 下記担当まで

資格調査（検認）について

当健保組合では被扶養者の資格調査（検認）を、厚生労働省の指導^(*)に基づき、扶養家族のある方を対象に、そのご家族が認定要件を満たしているかどうか、確認のための調査(検認)を実施します。

*参考 健康保険法施行規則第 50 条
厚生労働省保険局長通知保発第 1029004 号
厚生労働省保険局保険課長通知保発第 1029005 号

キンビール健康保険組合（特例担当）まで

〒164-0001 東京都中野区中野 4-10-2
中野セントラルパークサウス

TEL：03-6837-7014（平日 10:00～13:00）

FAX：03-5343-1094

メールアドレス：03061_Ni@kirin.co.jp

★お問合せの際は、保険証の「記号 7777 - 番号〇〇〇〇」を
お伝えください。